

## 国民健康保険税（保険税）の基礎知識

## ○保険税の要素

医療分	国民健康保険に要する費用(国民健康保険事業費納付金、保健事業費等)に充てるためのもの
支援分	後期高齢者支援金等(後期高齢者医療に対し、他の健康保険が財政支援するための拠出金)の納付に要する費用に充てるもの
介護分	介護納付金(40～64歳の介護保険料)の納付に要する費用に充てるもの

## ○保険税の構成

応能割	保険税の負担能力に応じて負担するもの	所得割	前年度の所得金額に応じて負担するもの
		資産割	今年度の固定資産税額に応じて負担するもの
応益割	受益に応じて等しく負担するもの	均等割	世帯内の国保被保険者の数に応じて均等に負担するもの
		平等割	国保に加入する全世帯が平等に負担するもの

## ○令和元年度の琴浦町の保険税率

	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額
医療分	6.5%	23.0%	21,500	21,500	61万円
支援分	2.4%	7.0%	7,200	7,500	19万円
介護分	1.6%	8.0%	8,100	5,300	16万円
				合計	96万円

## ○令和元年度の保険税の軽減基準

	基準所得額
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(28万円×加入者数)
2割軽減	33万円+(51万円×加入者数)

※所得が基準額以下の場合、均等割と平等割が軽減されます。

※世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療へ移行した人)の所得により判定します。

## 令和元年度鳥取県内市町村保険税率一覧

市町村名	医療分				支援金分				介護分				合計		一人あたり 基金保有 額	
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	1人あたり 調定額(円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	1人あたり 調定額(円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)		1人あたり 調定額(円)
鳥取市	7.20	0.00	23,000	24,600	58,214	2.70	0.00	9,200	9,000	21,808	2.40	0.00	9,400	7,000	23,541	1,473,018,795
米子市	7.83	16.40	23,600	23,200	62,901	2.30	9.60	8,000	7,500	20,518	2.29	9.60	9,500	5,100	23,343	1,941,842
倉吉市	6.80	22.00	24,600	22,400	61,961	1.90	6.00	6,800	6,200	17,311	1.55	6.50	8,500	5,000	19,748	662,629,201
境港市	8.68	0.00	25,600	30,000	65,380	2.75	0.00	7,700	8,000	19,837	2.62	0.00	9,400	6,000	23,680	358,605,420
岩美町	6.50	29.10	21,960	16,170	53,013	2.70	12.10	8,860	6,550	21,511	2.90	16.30	8,310	4,670	24,036	240,874,801
八頭町	7.17	21.40	21,400	17,200	54,451	2.88	8.10	8,600	6,600	21,405	2.26	7.80	7,800	4,000	19,665	82,300,000
若桜町	9.80	47.00	28,600	25,600	71,532	2.00	9.30	6,000	5,200	14,922	1.40	12.00	8,000	4,800	16,597	35,060,049
智頭町	7.20	15.30	28,200	19,800	55,136	2.30	4.00	9,000	6,500	17,474	1.70	3.50	8,900	4,800	17,709	226,574,068
湯梨浜町	7.40	24.00	24,000	22,000	65,432	2.00	9.00	7,000	6,000	18,702	2.00	8.00	7,500	6,000	22,531	90,052,872
三朝町	8.50	15.00	22,000	20,000	54,232	2.50	9.50	10,000	7,000	19,651	2.50	9.50	10,000	7,000	23,125	113,139,141
北栄町	6.30	26.00	28,000	26,000	76,676	1.81	8.50	7,600	7,200	22,101	1.36	8.00	8,200	5,800	25,404	70,000,000
琴浦町	6.50	23.00	21,500	21,500	66,313	2.40	7.00	7,200	7,500	23,080	1.60	8.00	8,100	5,300	23,769	26,314,870
南部町	5.28	23.35	19,400	13,600	47,221	3.57	15.84	13,100	9,200	30,755	2.35	14.13	10,600	5,500	26,850	20,001,670
伯耆町	5.83	28.90	21,900	17,900	57,316	1.46	7.23	5,400	4,400	14,392	1.20	8.12	8,300	4,800	17,537	113,212,847
日吉津村	6.50	15.00	25,000	20,000	76,089	1.75	5.00	8,000	7,200	22,930	1.95	3.80	9,000	5,900	28,364	52,594,319
大山町	6.79	0.00	25,300	22,800	60,749	2.38	0.00	8,900	8,000	21,021	2.07	0.00	10,600	6,500	24,979	135,857,897
日南町	5.50	28.00	20,600	16,600	57,766	3.10	15.60	8,500	9,200	29,210	2.00	10.70	7,400	7,600	27,581	327,870,409
日野町	6.20	22.50	18,900	14,000	47,828	2.90	10.00	9,000	6,000	21,680	2.50	10.00	8,200	5,600	23,095	135,383,765
江府町	7.10	27.43	21,000	17,000	54,110	2.40	8.50	7,400	6,400	18,494	2.00	9.00	8,000	5,000	18,053	57,628,047

4,223,060,013

## 納付金、激変緩和措置一覧

## 納付金総額(激変緩和措置後)

H30年度

市町村名	納付金額
鳥取県	14,671,296,393
鳥取市	4,442,483,825
米子市	3,868,804,921
倉吉市	1,322,416,512
境港市	897,505,563
岩美町	293,335,824
若桜町	76,852,640
智頭町	202,422,466
八頭町	388,946,513
三朝町	190,941,171
湯梨浜町	462,238,278
北栄町	504,563,517
琴浦町	488,174,125
大山町	517,671,797
日吉津村	72,935,354
南部町	300,210,553
伯耆町	312,882,158
日南町	169,125,255
日野町	87,542,234
江府町	72,243,687

## 激変緩和措置

H30年度

市町村名	激変緩和措置
鳥取県	245,165,371
鳥取市	0
米子市	0
倉吉市	44,147,888
境港市	30,746,691
岩美町	0
若桜町	5,970,372
智頭町	0
八頭町	0
三朝町	4,365,648
湯梨浜町	0
北栄町	43,607,694
琴浦町	79,258,014
大山町	7,045,811
日吉津村	20,350,225
南部町	1,176,240
伯耆町	0
日南町	5,862,948
日野町	2,633,840
江府町	0

## 納付金+激変緩和措置

H30年度

市町村名	合計
鳥取県	14,916,461,764
鳥取市	4,442,483,825
米子市	3,868,804,921
倉吉市	1,366,564,400
境港市	928,252,254
岩美町	293,335,824
若桜町	82,823,012
智頭町	202,422,466
八頭町	388,946,513
三朝町	195,306,819
湯梨浜町	462,238,278
北栄町	548,171,211
琴浦町	567,432,139
大山町	524,717,608
日吉津村	93,285,579
南部町	301,386,793
伯耆町	312,882,158
日南町	174,988,203
日野町	90,176,074
江府町	72,243,687

R01年度

市町村名	納付金額
鳥取県	15,334,423,747
鳥取市	4,798,740,044
米子市	3,881,434,640
倉吉市	1,404,018,303
境港市	1,021,856,907
岩美町	330,114,340
若桜町	95,504,359
智頭町	231,379,913
八頭町	434,198,636
三朝町	172,236,495
湯梨浜町	442,806,715
北栄町	536,485,449
琴浦町	514,636,998
大山町	511,364,395
日吉津村	92,655,317
南部町	311,357,791
伯耆町	273,609,690
日南町	134,309,799
日野町	85,928,817
江府町	61,785,139

R01年度

市町村名	激変緩和措置
鳥取県	536,464,435
鳥取市	0
米子市	10,536,082
倉吉市	76,353,573
境港市	19,830,140
岩美町	0
若桜町	11,414,098
智頭町	0
八頭町	0
三朝町	13,223,544
湯梨浜町	53,932,493
北栄町	74,166,402
琴浦町	92,349,155
大山町	44,091,899
日吉津村	26,997,726
南部町	23,045,601
伯耆町	55,820,735
日南町	11,767,269
日野町	7,766,597
江府町	15,169,121

R01年度

市町村名	合計
鳥取県	15,870,888,182
鳥取市	4,798,740,044
米子市	3,891,970,722
倉吉市	1,480,371,876
境港市	1,041,687,047
岩美町	330,114,340
若桜町	106,918,457
智頭町	231,379,913
八頭町	434,198,636
三朝町	185,460,039
湯梨浜町	496,739,208
北栄町	610,651,851
琴浦町	606,986,153
大山町	555,456,294
日吉津村	119,653,043
南部町	334,403,392
伯耆町	329,430,425
日南町	146,077,068
日野町	93,695,414
江府町	76,954,260

数値は一般分のみ(退職分除く)

## 令和元年度 激変緩和措置比較用1人当たり保険税額

	平成29年度					令和元年度					差引 R01-H29				
	医療分	支援分	介護分	合計		医療分	支援分	介護分	合計		医療分	支援分	介護分	合計	
鳥取市	79,209	25,008	27,060	131,277		74,732	29,115	34,200	138,047		-4,477	4,107	7,140	6,770	
米子市	76,978	25,382	28,666	131,026		74,308	29,659	35,714	139,681		-2,670	4,277	7,048	8,655	
倉吉市	74,420	20,925	23,013	118,358		72,666	29,744	36,106	138,516		-1,754	8,819	13,093	20,158	
境港市	86,542	24,536	28,348	139,426		87,703	28,588	34,450	150,741		1,161	4,052	6,102	11,315	
岩美町	70,419	24,410	34,619	129,448		71,817	26,808	30,804	129,429		1,398	2,398	-3,815	-19	
若桜町	86,765	18,195	19,664	124,624		93,483	28,195	33,218	154,896		6,718	10,000	13,554	30,272	
智頭町	70,255	30,069	36,054	136,378		71,732	26,032	31,352	129,116		1,477	-4,037	-4,702	-7,262	
八頭町	78,201	27,773	31,860	137,834		76,930	26,978	31,579	135,487		-1,271	-795	-281	-2,347	
三朝町	71,808	25,636	28,927	126,371		82,443	27,013	32,883	142,339		10,635	1,377	3,956	15,968	
湯梨浜町	76,078	21,795	25,618	123,491		84,711	29,621	36,154	150,486		8,633	7,826	10,536	26,995	
北栄町	86,293	25,095	27,523	138,911		95,993	33,975	44,991	174,959		9,700	8,880	17,468	36,048	
琴浦町	76,928	26,288	26,589	129,805		95,506	31,631	40,634	167,771		18,578	5,343	14,045	37,966	
大山町	73,411	25,433	34,501	133,345		83,493	29,735	35,921	149,149		10,082	4,302	1,420	15,804	
日吉津村	82,410	25,511	30,166	138,087		119,032	33,204	39,221	191,457		36,622	7,693	9,055	53,370	
南部町	56,567	37,143	31,287	124,997		79,739	26,719	34,314	140,772		23,172	-10,424	3,027	15,775	
伯耆町	75,831	17,213	21,254	114,298		84,930	30,099	36,049	151,078		9,099	12,886	14,795	36,780	
日南町	88,170	32,869	30,260	151,299		103,894	30,638	39,911	174,443		15,724	-2,231	9,651	23,144	
日野町	56,391	25,803	26,303	108,497		69,380	26,467	32,065	127,912		12,989	664	5,762	19,415	
江府町	66,339	22,944	22,559	111,842		91,741	27,160	32,300	151,201		25,402	4,216	9,741	39,359	

## 2 保険料（税）水準のあり方

### （1）基本的な考え方

納付金の算定に当たっては、国が示しているガイドラインに基づき、医療費水準や所得水準を反映させた市町村ごとの納付金を決定し、これを基に各市町村がそれぞれ保険料（税）を決定することになります。

将来的な保険料率の統一化については、市町村の具体の意見を伺い、その合意事項については県国保運営協議会に諮ることとします。

#### 【国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）】（抜粋）

##### ○納付金の算定における医療費水準の調整について

多くの都道府県においては、

- ・提供される医療サービスの水準の違いなどから、都道府県内の各市町村の医療費水準に差があること。
- ・医療費水準が保険料に反映されることで、市町村の医療費適正化機能が積極的に発揮されること。

から、納付金の算定に医療費水準を反映させることとなる。

##### ○納付金の算定における所得水準の調整について

各市町村間で同じ保険料率であったとしても、その所得水準に応じて、集められる保険料総額に違いが生じることから、各市町村の納付金を負担できる能力にも差が生じることとなる。こうしたことから、所得水準に応じて納付金の額を調整することが必要とされる。

### （2）激変緩和について

国保制度改革に伴い導入される納付金制度では、一部の市町村においては保険料（税）で集めるべき額が上昇することが想定されるため、被保険者への影響を考慮して、可能な限り激変が生じないように、激変緩和措置を講じながら、円滑に移行することとします。

※ 詳細については、3（3）激変緩和措置を参照。

## 3 納付金及び標準保険料率の算定方法

### （1）納付金の算定方法

納付金制度は、県内国保加入者の医療費等を全市町村で負担する仕組みであり、その導入により、小規模保険者の財政リスクが軽減・緩和されるというものです。

納付金の算定方法は、県が定める国民健康保険条例に規定することとしますが、国のガイドラインに示された算定方式を基本とし、各項目の考え方を次のとおりとして、本県では算定します。

#### 〈納付金の算定方法〉

原則として、納付金の額は、県全体の保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して配分額を決定する。

※ 次の①～⑥は次頁の納付金算定のイメージに対応。

- ① 県全体の保険給付費を推計（過去3年間の伸び率を勘案して推計）
- ② ①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の納付金総額を算出
- ③ ②の納付金総額に各市町村の年齢調整後の医療費水準を勘案
- ④ ③に各市町村の県内の応能（所得割合）、応益（被保険者数割合や世帯割合）を反映。

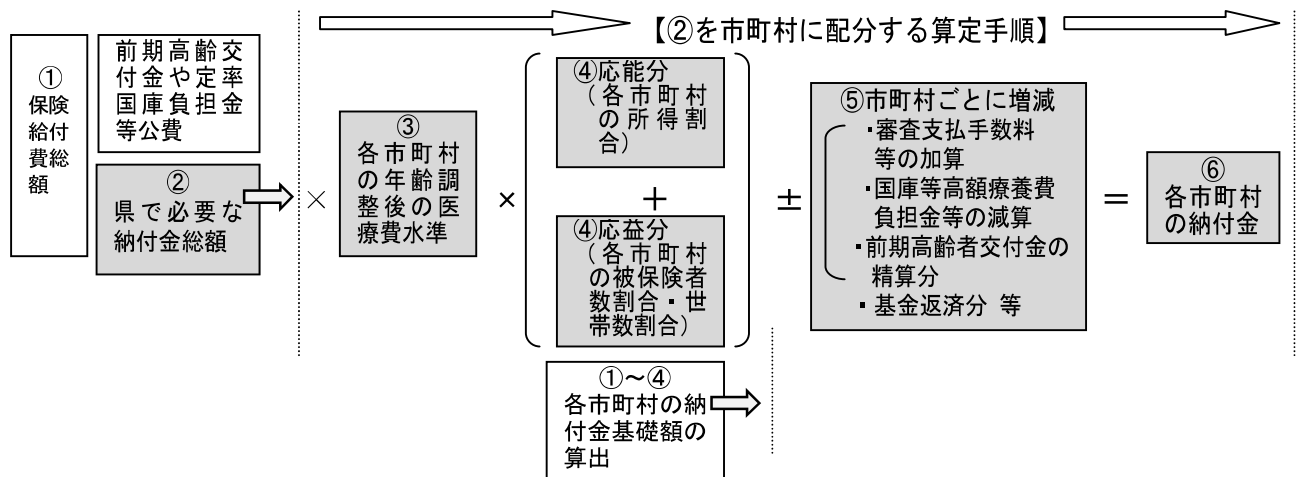
（本県の場合は3方式を採用するが、4方式の場合、上記④の応能分に資産割合を追加。）

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{各市町村の納付金基礎額}} \\ \text{(①～④)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{県に必要な納付金総額} \\ \times [1 + \alpha \times (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)] \\ \times [\beta \times (\text{応能(所得)の割合}) + (\text{応益(被保険者・世帯)の割合})] / (1 + \beta) \\ \times \gamma \end{array}$$

- ※  $\alpha$ （医療費指数反映係数）は、医療費指数をどの程度反映させるか調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）
  - $\alpha = 1$  の場合、医療費指数を納付金の配分にすべて反映させる
  - $\alpha = 0$  の場合、医療費指数を納付金の配分にまったく反映させない
- ※  $\beta$ （所得係数）は、所得の割合をどの程度納付金の配分に反映させるか調整する係数。
  - 全国の平均的な所得水準の都道府県の場合
    - $\Rightarrow \beta = 1$
    - $\Rightarrow$  応益での配分納付金：応能での配分納付金=50:50
- ※  $\gamma$ （調整係数）は、各市町村の納付金基礎額の総額を、県の総額に合わせるための係数

- ⑤ ④の納付金基礎額に各市町村固有の経費となる審査支払手数料等の加算、高額医療費負担金の減算等の増減を勘案
- ⑥ 各市町村の納付金を決定

〈納付金の算定イメージ〉



事業費納付金算定に係る基本的な考え方（上記算定方法を参照）

項目	県の方針
①医療費水準の反映割合（ $\alpha$ の設定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国のガイドラインでは、<math>\alpha</math>は市町村間で医療費水準に差がある場合、年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金に反映させる係数であり、<math>\alpha = 1</math>が原則とされています。</li> <li>・現状として県内市町村の医療費水準に差があること、医療費水準を納付金の配分に反映させるインセンティブについて医療費適正化の面での必要性等により、国が示す原則のとおり、納付金の算定に医療費水準を反映させることとします。</li> <li>・なお、医療費反映係数<math>\alpha</math>の値は、県内市町村の医療費水準の差異の状況や保険料（税）の統一化について、市町村との検討を踏まえ、毎年告示により示すこととします。</li> </ul>
②所得水準の反映割合（ $\beta$ の設定）（応益分と応能分の按分割合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>\beta</math>は所得水準をどの程度反映するかを調整する係数であり、具体的には県全体で応能割合と応益割合との割合を定めるものですが、全国平均を1とした場合の本県の所得水準での設定が原則とされています。</li> <li>・具体的には、平成29年度では国から所得係数0.78が示されており、これによると、応能割：応益割=0.78：1となります。</li> <li>・また、基本的に所得水準が低い地域では、市町村が保険料率を決定する際に、国が定める所得係数を使用することで、保険料（税）の軽減対象に対</li> </ul>

## 令和元年度納付金算定の各種係数

	年齢調整後の医療費指数		1人当たり所得(応能)シェア		人数(応益)のシェア		1人当たり所得(応能)+人数(応益)のシェア		1人当たり納付金基礎額	
	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	(単位:円)	順位
鳥取市	16	0.00000838	10	31.59%	1	0.00001528	10	97,567	15	
米子市	12	0.00000856	9	24.78%	2	0.00001548	7	100,515	10	
倉吉市	13	0.00000863	8	9.11%	3	0.00001549	6	100,451	11	
境港市	2	0.00000807	11	5.62%	4	0.00001511	11	119,436	2	
岩美町	11	0.00000713	15	2.33%	10	0.00001417	18	92,352	17	
若桜町	5	0.00000746	13	0.62%	16	0.00001463	13	103,020	7	
智頭町	17	0.00000710	16	1.35%	13	0.00001422	17	87,861	18	
八頭町	14	0.00000731	14	3.10%	8	0.00001434	14	92,664	16	
三朝町	6	0.00000698	18	1.26%	14	0.00001425	15	99,954	12	
湯梨浜町	9	0.00000864	7	3.06%	9	0.00001537	9	101,259	9	
北栄町	19	0.00001159	1	3.34%	7	0.00001756	1	107,801	6	
琴浦町	7	0.00001012	3	3.45%	6	0.00001651	4	114,705	4	
大山町	10	0.00000902	5	3.54%	5	0.00001557	5	101,561	8	
日吉津村	3	0.00001048	2	0.58%	18	0.00001690	2	124,736	1	
南部町	8	0.00000782	12	2.06%	12	0.00001472	12	98,212	14	
伯耆町	15	0.00000877	6	2.21%	11	0.00001542	8	99,208	13	
日南町	4	0.00000987	4	0.90%	15	0.00001658	3	117,883	3	
日野町	18	0.00000694	19	0.60%	17	0.00001414	19	87,323	19	
江府町	1	0.00000706	17	0.49%	19	0.00001424	16	112,730	5	

資料7

資産割廃止による保険税の増減(世帯所得別)

(単位:世帯)

世帯所得 改定後増減額(円)	0円	1円以上 100万円未 満	100万円未 上200万円 未満	200万円以 上300万円 未満	300万円以 上400万円 未満	400万円以 上500万円 未満	500万円以 上600万円 未満	600万円以 上700万円 未満	700万円以 上800万円 未満	800万円以 上900万円 未満	900万円以 上1000万 円未満	1000万円 以上	合計
90,001 ~ 100,000	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
80,001 ~ 90,000	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
70,001 ~ 80,000	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	6
60,001 ~ 70,000	0	0	0	0	0	6	4	3	0	0	0	0	13
50,001 ~ 60,000	0	0	0	0	8	6	4	1	2	0	0	0	21
40,001 ~ 50,000	0	0	0	7	13	10	1	3	0	0	0	0	34
30,001 ~ 40,000	0	0	0	42	10	12	0	2	0	0	0	0	66
20,001 ~ 30,000	0	0	66	36	14	7	1	0	0	1	0	0	125
10,001 ~ 20,000	0	68	146	24	13	2	3	3	0	0	0	0	259
1 ~ 10,000	0	313	78	25	3	0	1	1	3	0	0	4	428
-9,999 ~ 0	756	197	56	15	6	0	0	0	2	4	2	20	1,058
-19,999 ~ -10,000	101	137	28	3	6	0	0	0	0	0	0	0	275
-29,999 ~ -20,000	59	70	18	4	1	1	1	0	0	0	0	0	154
-39,999 ~ -30,000	23	22	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56
-49,999 ~ -40,000	11	17	12	2	1	0	0	0	0	0	0	0	43
-59,999 ~ -50,000	2	7	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13
-69,999 ~ -60,000	3	7	2	3	1	0	0	2	0	0	0	0	18
-79,999 ~ -70,000	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
-89,999 ~ -80,000	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6
-99,999 ~ -90,000	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
-109,999 ~ -100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-119,999 ~ -110,000	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7
-129,999 ~ -120,000	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
-139,999 ~ -130,000	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7
-149,999 ~ -140,000	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
-159,999 ~ -150,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-169,999 ~ -160,000	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
-179,999 ~ -170,000	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
-189,999 ~ -180,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-199,999 ~ -190,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	965	849	426	169	77	46	19	22	7	5	2	24	2,611
増額	0	381	290	134	61	43	18	20	5	1	0	4	957
変化なしor減額	965	468	136	35	16	3	1	2	2	4	2	20	1,654